

原子力委員会  
新計画策定会議（第32回）  
議事録

1. 日 時 平成17年9月16日（金）13:00～15:40

2. 場 所 如水会館 スターホール

3. 議 題

1. 原子力政策大綱案について
2. その他

4. 配布資料

資料第1号 「原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会」議事録

資料第2号 「原子力政策大綱（案）」に対する意見募集にいただいたご意見について

資料第3号 「原子力政策大綱（案）」に対する意見募集にいただいたご意見への対応

資料第4号 原子力政策大綱（案）

資料第5号 新計画策定会議（第30回）議事録

資料第6号 新計画策定会議（第31回）議事録

資料第7号 総合科学技術会議における原子力政策大綱（案）に関する意見交換について

資料第8号 御発言メモ

参考資料1 福島県知事及び新潟県知事からの原子力政策大綱（案）に対するご意見

5. 出席者

委 員：近藤委員長、井川委員、井上委員、岡崎委員、岡本委員、神田委員、木元委員、  
草間委員、児嶋委員、齋藤委員、笹岡委員、佐々木委員、住田委員、田中委員、  
殿塚委員、中西委員、橋本委員、伴委員、前田委員、吉岡委員、渡辺委員

内閣府：塩沢審議官、戸谷参事官、森本企画官、赤池補佐

## 6．議事概要

(森本企画官) 定刻となりましたので、第32回新計画策定会議を開催したいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) それでは、本日はご多用中のところ、第32回新計画策定会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

たしか前回は7月の末で、夏を迎えんとし大変暑い時期でありました。夏休みをと申し上げたんですが、今日はそのとおりかどうか秋が感じられ、季節の移り変わりを感じるところです。この間、台風があったり地震があったりでした。もし被害に遭われた方がいらっしゃるとすれば、心からお見舞い申し上げます。

さて、今日はちょっと欠席の方が多いです。内山委員、勝俣委員、河瀬委員、末永委員、千野委員、庭野委員、町委員、松尾委員、山地委員、山名委員、和気委員と11名の方から、都合がつかないので欠席せざるを得ないとのご連絡をいただいているところでございます。

本日の主たる議題はこの間に行われましたパブリックコメントで寄せられました意見の扱いと、それを踏まえての大綱案の修正についてご審議をいただくこととでございます。議題に入る前に8月11日に総合科学技術会議との間で原子力政策大綱の案について意見交換を行いましたので、その結果について事務局からご紹介いただきます。

(戸谷参事官) 資料第7号の「総合科学技術会議における原子力政策大綱(案)に関する意見交換について」でございます。

基本的にお手元の資料のとおりでございますが、委員長が申しあげましたように8月11日の夕方にこの総合科学技術会議がございました。出席者はここにございますように小泉総理、細田官房長官以下の閣僚と、それからあと有識者議員ということでございます。

当日は、議題は原子力政策大綱(案)以外にもほかの議題がございまして、原子力政策大綱につきましては大体15分から20分程度の質疑が行われました。

内容につきましては、2ページ目以降に当日出た意見をかなりそのままに近い形でここに紹介をさせていただいております。

まず冒頭、近藤委員長の方から意見募集に出しました原子力政策大綱(案)の概要についてのご説明を申し上げまして、それに対して各議員からご意見をいただきました。

まず、薬師寺議員からは、原子力については重要性の問題もあるけれども、社会的受容の問題 これはちょっとミスプリだと思います。社会的需要の需要は、アクセプタンスといいますが、受け入れという意味での受容であるというふうに思います。

それから、今、第3期の科学技術基本計画を策定しておりますけれども、その中で科学技術の国民への説明責任、社会への還元といったようなことも強調しているということで、原子力についても国民の不安を払拭して国民とともにある原子力ということでやっていただきたいといったようなことでした。

それからあと、若い研究者が原子力分野にどんどん入って、世界的な視野を持つ人材を輩出するといったようなことが重要だというご意見でございました。

それから中山議員は文部科学大臣でございますが、この大綱（案）については、原子力政策の基本として重要であるといったようなこと、それから文部科学省としてはこの大綱の最終的な取りまとめを受けて国家基幹技術である高速増殖炉サイクル技術や核融合を初めとする原子力分野の研究開発の具体的な進め方について今後、文部科学省としても検討していきたいというご意見でございました。

それから柘植議員につきましては、今回の大綱で原子燃料サイクル技術の自主技術確立の政策を明確に打ち出したことは重要であるといったようなこと。そういったことで、国の科学技術政策においてもエネルギーの安全保障を支えるこの分野を国の存立基盤に関わる重要技術として位置づけることが肝要であるというご意見でございます。

それから、薬師寺議員と同様に人材の問題というご指摘がございまして、産業界においては今後、人材が引退をしていくと。他方、大学の方で原子力を支える人材の育成がちょっと衰退気味ではないかということで、こういった面において産業界と大学と連携して取り組むべきではないかというご意見でございました。

細田議員、官房長官でございますが、30年以上前にオイルショックが起こったときの原油輸入量と今の原油の輸入量を比較いたしますと13%減になっているということで、原子力がこの間、電力を中心として伸びてきて、今日の原油価格になってもびくともしない状況になっているのは、一定の成果が出ているといったようなこと。

それから、現在の地球温暖化問題等々の状況の中でさらに進めなければならない。

それからあと、世界中で今エネルギー問題でいろいろ対応に苦慮していると、そういったような指摘がありました。

それから、イランとか北朝鮮とかそういった世界的な核不拡散の強化の動きの中で、日本としてもリーダーシップをとれるような世論形成を今後大いにやっていただきたいと、そういうことでございました。

それから谷垣議員、財務大臣でございますが、日本の軽水炉が極めて高い水準にあるという

ことで、国際的に活用するという視点が重要ではないかというご意見でございます。

それからあと黒川議員、学会議会議長でございますが、今後高齢化とか人口減少の問題といった中で、省エネルギー、新エネルギー、そういったものも重要で、2030年までということであれば原子力もその重要性は確実なものとしてあるといったようなご意見でございました。ただ、2100年ということになった場合に、果たして原子力の比率がどういうふうになるのかといったようなご指摘であったかというふうに思います。

それからちょっと飛ばしまして、最後に小泉総理大臣の方から、原子力の使用済み燃料から出てくる放射能を無害化する技術を研究していると聞くがどうかというご質問が最初にございまして、それに対して委員長の方でお答えをした後、総理の方から、そういった研究も重要ではないかといったようなご意見があったということでございます。

それからあと最後に棚橋議員、科学技術政策担当大臣でございますけれども、本日の議論も踏まえた上で最終的な取りまとめをお願いしたい、そういうことございました。

簡単でございますけれども、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

もう一つの経過報告でございます。前回の会議の翌日ですか、7月28日にここでお決めいただいた原子力政策大綱の案を委員会のウェブサイトに公開して新聞公告、あるいは地方公共団体等への周知を行って8月28日を締め切りとして意見募集を行いました。その結果、581名の方から、その意見の数にしますと1,468件のご意見をいただきました。

それから、8月18日から26日の10日間弱の間でございますけれども、青森、福島、佐賀、福井、東京と5つの都市でご意見を聴く会を開催いたしました。本当は原子力発電所が多数立地している新潟県も本来この会の開催地として有力候補なのですが、この4月に原産大会が新潟でありまして関係者が出席され、地方自治体あるいは地域住民の方のご意見を伺う機会があったものですから、優先順を下げさせていただいた次第でございます。

この5回の会合ですが、全体で963名の方が会場に来られて、そのうちの合計120人の方からご発言をいただき、意見の数にすると249件というまとめ方をしておりますけれども、各会場大変熱心に、発言時間を3分に限ったのですけれども、大体お守りいただいて、中にはその間で歌を歌う人もいましたけれども、ご発言をいただきました。私としましては120人の方の風圧を肌で感じながら、私だけではなく原子力委員の皆さんもそうだったと思いますけれども、熱気を感じる10日間でありました。

改めて、書面あるいはEメールでご意見をいただいた方、会場に足をお運びいただいてご発

言いただいた皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます次第でございます。

さて、そうしていただいたご意見が資料第2号に整理されているわけですが、問題はこれをどうするかということでございます。私どもはこれを先ほど申し上げましたようにまずはお一人から幾つかの観点でご意見をいただいたそれを短冊にいたしまして、全体としては1,717件、17という数字に意味があるかどうかわかりませんが、約1,700件のご意見として、それを内容である程度の分類をいたしまして、その意見のかたまりについて、これはこの場でご議論があったことであるとか、そういう観点からも議論が行われた結果としてこの大綱ではこういうふうにとまとまっていると、この会議の中で提出されたご意見と類似のご意見が大部分ですのでそのような整理をする作業を行ってみたいわけでございます。

それが今日の資料第3号でございます。表現が、タイトルは「ご意見への対応」という表現になっていますが、対応というのは何だということになるんですけども、内容は今申し上げたようなものでございます。

それで、そうした整理を行いつつ7月の策定会議までの大綱の案について表現の適正化のため、あるいは皆様の発する熱気に応えるために改定の要ありやなしやについて考えました。そして、幾つか手を加えた方がいいかなというところがでて参りましたので、そこについて手を加えたものを資料第4号としてお配りしてございます。

したがいまして、今日は今申し上げましたこの資料第3号、それから第4号の2つについてご議論、ご意見をいただくということで議事を進めたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

なお、資料の山の最後の方に参考資料1として「福島県知事及び新潟県知事からの政策大綱（案）に対するご意見」という紙をつけてございます。この会議としましては、ご両者からご意見を賜ったところでもありますので、いただいたご意見は資料第2号の方に入れ込んであるわけでありまして、念のため参考資料として別に綴じて配布させていただいた次第でございます。

以上が前回から今日に至るまでの経過であり、今日準備いたしました資料の性格でございますが、よろしければまず今申し上げた2つの主要資料について事務局からご紹介申し上げ、ご議論をいただくということにしたいと思っております。よろしゅうございますか。

それでは事務局、まず資料説明をお願いします。

（森本企画官） それでは、資料第3号を初めにご説明させていただき、そして原子力政策大綱の本文の方は資料第4号の補助資料として前回の大綱（案）のどこを修正したかわかりやす

くした見え消しの資料を用意していますので、こちらで後ほどご説明をさせていただきたいと思いをします。

それでは、先ほど近藤議長の方から意見の全体の件数等についてご紹介したところでございますが、もう少し申し上げますと、いただいたご意見701名いらっしゃいますが、年齢構成等について申し上げますと、40代の方が一番多くて3割強ぐらい、それから下が20代から上は80代まで幅広い年齢構成の方からのご意見をいただいています。

また、男女比について申し上げますと、大ざっぱな数字ですけれども、男性が約8割ぐらい、それから女性が2割ぐらいということになっています。

また、分野別についても、これは後ほど個々の説明の中で申し上げますが、分野を0番から12番まで分けておりますが、原子力発電所に関するものが全体の2割強ということで一番多く、次いで国民・社会との共生、また安全の確保についての意見が数的には多うございました。

それでは、資料第3号について、かいつまんでご紹介を申し上げます。

この資料は左側の欄に番号が振っております。これはいただいた個々のご意見から我々の方で意見の概要という形でまとめさせていただいたときの番号でございます。それを右側の欄にご意見の概要として内容を記載し、そのさらに右側にご意見への対応として、特に大綱との関係につき説明を加えております。

なお、一番右端の意見番号として記号で書いてありますが、個々の意見番号との対応となっております。

それでは1ページ、共通理念等でございますが、これにつきましては例えば一番左の上の0-1とございますが、原子力政策大綱とした名称の理由、あるいは次の意見募集の反映方法、また委員の構成等についてのご意見をいただいております。これについては大綱(案)の「はじめに」にも記載しておるところでございますが、右側にその対応を記載しております。

また、2ページ、改定周期につきましては5年ごとに見直すべきではないか等々のご意見、またそれに対する答えとして、一定期間ごとに改定するというのではなく、適宜適切な状況判断ということで答えております。

これらは、比較的形式的なことも含めたご意見でございます。

それから、中身というか個々の問題へ入りまして安全の確保、5ページになりますが、これは全体で240～250件のご意見をいただいたところでございます。

左側の5ページの冒頭にありますが、原子力は安全が大前提であり、安全対策にしっかり取り組んでいくべき。また、個々の意見としても、過去の災害というのが発生していない事実も

記載するべきではないか。

また、1 - 7は件数も比較的多いですが、国と事業者の安全確保の責任関係等についてのご意見でございます。

6ページ、原子力の安全性と自然エネルギーをもっと推進すべき、あるいは大綱(案)の文章中の表現にある、「人は誤り、機械は故障する」という前提条件はそもそも安全確保と矛盾しているのではないかなどのご意見をいただいております。

それぞれにつきまして、例えば安全確保が大前提である等の議論につきましては、本文でまさに第1章及び第2章でその旨を記載しているところ、また個々の取り組みについても、もちろん全文は引用はできておりませんが、関連するところをこのような形で審議の結果も踏まえて整理しておりますという表記でまとめております。

それから、安全の確保の続きでございますが、7ページにまいりまして、安全規制に関するところで1 - 15、例えば規制行政組織の分離・独立といったところのご提言。また、規制の合理化・高度化が必要でないかといったような1 - 16・17といったようなご意見。また、1 - 18では、国際的な動向や考え方を取り入れるべきと。

そして、これらへの意見の対応でございますが、例えば一番冒頭に申し上げた規制行政組織の分離・独立につきましては、まさに策定会議でもご議論いただきましたところ、中間取りまとめにも記載したところではございますが、今回大綱の本文の方にもそうした議論の経過と整理した内容を含め、追記をしております。

また、国の安全規制の合理的・効率的な執行ということでは、既に記載しているところを引用しつつこのような形で議論を整理したということをご記載しております。

続きまして、9ページでございますが、1 - 27、地震の関係でございますが、日本では地震が多く、大災害につながるおそれがあることから原子力発電を行うべきでない。

また、以下具体的な安全の確保の手法等についても個々にご意見をいただいております。PSAの話、あるいは設計計算書等の公開についてもいただいておりますが、これは6月に行いました事前の意見募集でも耐震関係を踏まえて若干追記し、また、耐震設計審査指針等の取り組みについて記載したところがございますが、それらを示した対応としております。

それから10ページへまいりまして、従事者の倫理意識の重要性を書き込むべきではないかなどのご意見。また、リスク情報の活用等について規制への反映、または規制の緩和は行うべきではないかなどのご意見をいただいております。

これにつきましては、倫理意識の観点のみを申し上げれば、これも策定会議での議論の中で、

ある意味ではこれを安全文化の確立・定着という形で、組織として対応をいかにするべきかというようなご議論をいただいたということで、そこに整理している旨を記載させていただいています。

また、リスク情報の活用についても同様でございます。ご議論を踏まえた整理の結果を記載しております。

それから、11ページ、12ページ、安全は比較的分野が多いのでちょっと細かくなっていますが、11ページは高経年化対策に関するものでございます。これも長期間の運転、60年運転をして大丈夫なのかというご意見、また研究機関での取り組みの重要性等ございますが、ここにつきましても第2章で1項目設けて記載しておるところでございますので、特に最近の原子力安全・保安院の検討結果等も今回、文章に反映する形で記載を入れております。

それから13ページへまいりまして、安全の確保の一環として書いております核物質防護対策でございますが、今回、大綱の中で核物質防護についても記載、項目を起こしておりますが、それにしっかり取り組むべきという考え。また、13ページの一番下でございますが、透明性の確保という観点と核物質防護の関連情報の秘密設定というのは両立していないのではないかというご意見等ございます。これにつきましても、既にまさに第三者の確認が重要だという観点からのご議論をいただいたところでございますので、その旨を記載しております。

それから15ページ、16ページは安全関係で、個々の文章の修正等のご指摘をいただいておりますが、これらは適宜、用語集への追加、また名称の追加等を行っております。説明は割愛します。

それから17ページに入りまして、平和利用の担保の関係でございます。これは2-1、17ページの一番上でございますが、「平和利用についてしっかりと示すべき」から始まり、真ん中あたりには再処理政策、あるいはプルトニウム利用計画との関連で具体的な計画を示すべきではないか等のご意見をいただいております。これも本文中で第1章の2及び第2章で記載しておるところでございます。それを引用する形で対応を記載しております。

また、引き続き18ページの平和利用の担保に関連してのご意見でございますが、文章の具体的な修正につきましてご意見をいただいたところ、それは適宜反映させていただいているということで記載しております。

20ページへまいりまして、人材の育成・確保の関係でございます。これは全体で60件ぐらいご意見をいただいております。人材関係については策定会議でもご議論いただいたところでございます。魅力的職場の回復の観点、また現場を重視すべきではないかと、また求められ

る人材としてどのような質があるか、これは比較的個々の現場の方からのご提言もいただいております。大綱では基本的な考え方を示すという観点から、具体的な方法論までは述べておりませんが、考え方を記載しておりますので、それを引用する形で整理をさせていただいております。

それから、23ページ以降に国民・地域社会との共生がございます。ここはまず現状認識として、信頼回復を行う必要があるということ、それからマスメディアが様々な役割を担っているので、そうした役割や重要性を記載すべきではないか。また、24ページにまいりまして、教育、特に小・中・高の教育の重要性等についても多数のご意見をいただいております。

これらにつきましても大綱(案)に項を起こして既に記載しているところでございますが、例えば原子力の正しい理解ができるよう優位な点、あるいは不利な点を含めて総合的に学習させるべきということ、また見解の分かれることについても学習内容に含めるべきというご意見がございます。これは既にまさに大綱の中にも記載しているところでございまして、そこを引用させていただいております。

それから25ページ、26ページは、原子力政策の決定の中での国民的議論の仕組みを政策決定プロセスに組み込むべきではないか。また、相互理解のためにはやはり国が広聴・広報活動に取り組んでいくべきではないかといったご意見をいただいております。

政策決定プロセスにつきましては、原子力委員会の設置法等があり、その付託された範囲においての責務、また原子力政策に関する国会においての審議等についても触れながら対応を示しております。

また、広聴・広報活動の重要性につきましては、ここも多数ご意見いただいているところでございます。後ほど本文の修正でご説明しますが、広聴、つまり国民が原子力をどう考え、それはなぜなのかというところを出発点とすべきという考えをまさに入れておるところでございますが、項目として明記する形で本文の方も修正を入れております。

それから27ページにまいりまして、国と地方との関係につきましても、様々な観点からのご意見をいただいております。例えば、4-20の項目では、国と地方の責任と権限についていま一步踏み込んだ記載をするべきではないかといったご意見もいただいております。

これにつきましても、策定会議で丁寧に議論をしていただき、第2章の中で1項目起こして記載したところでございます。

次に、原子力発電のところへまいりたいと思います。32ページでございます。

ここは全体で400件近いご意見をいただいたところでございます。原子力発電に関してエ

エネルギー安定供給と温暖化への貢献に関して、あるいは新エネルギーとの関係等についてご意見を賜っております。

そうした原子力の果たす役割をもっと強調すべきというご意見、またCO<sub>2</sub>の排出量について正確な記載をすべき、またエネルギー安定供給や温暖化にはいろいろな理由で貢献しないのではないかとといったご意見等いただいております。ここも第1章の中の現状認識、また今後の取り組みの第3章で丁寧に記載振りをご議論いただいたところでございますので、その内容を引用する形で対応しております。

34ページにまいりまして、原子力発電のところ、5-17はそのとおり進めるべきというだけでございますが、今後の割合について30%、40%という割合のところについて増やすべきではないか、あるいは説得性に欠けるのではないか、またサイクルや廃棄物処分がうまくいっていないんだから諸外国に倣うべきではないかといったようなご意見を賜っております。

ここにつきましても、現状認識及び今後の取り組みというところで策定会議でも多数ご意見をいただき、それを整理させていただいているところでございますので、それを紹介させていただく形で対応しております。

それから36ページに入りまして、今後の取り組みにつきまして、もう少し詳細に書くべきではないか、あるいは国の役割を何をやるかということをも明記せよ等、また電力自由化との関係で国の役割をはっきりさせるべきではないかというようなご意見をいただいております。

ここにつきましても策定会議でご議論いただいたところでございますので、その結果をまとめた大綱(案)の内容を記載するとともに、個々の取り組みの内容につきましてもまさにこの基本的考え方を踏まえて各省庁において企画・推進される旨を記載しております。

それから37ページでございますが、原子炉施設の高度利用ということで設備利用率、また作業者の被ばくに関する問題、また高度利用は安全の確保に逆行するのではないかとといったようなご意見をいただいております。

ここも今後の原子力発電の利用に関して長期サイクル運転等高度利用を挙げた上で、実際にそれを適用する際には安全の確保を大前提にということに記載しているところございまして、両方に目配りした記載を既にしているところかと思ひ、その旨を記載しております。

それから、41ページ以降に核燃料サイクルに関するご意見と対応を記載しています。

ここは約200件ぐらいのご意見をいただいたところです。個々の評価内容についてもご意見をいただくとともに、10個の視点を置いて評価した方法論についての適切性あるいは問題等についてのご意見をいただいております。

42ページにその個々の点について記載しております。環境放出放射能の件、あるいは使用済MOX燃料の件、あるいは高速増殖炉の実用化の観点からのご意見をいただいております。

それからちょっと飛ばしまして、46ページですが、直接処分の知見がない点について、それは過去議論から排除してきたためである、また今後検討を行うべきではないかといったご意見、また下の方で第二再処理工場に関連するご意見もいただいております。

これも直接処分に関しては不確実性の対応ということでご議論をいただき記載を設けているところでございますし、今後のサイクル政策についての記述も現在既に記載しているところでございますので、その旨を引用しております。

個別の内容につきましてちょっと説明は割愛いたします。

それから、放射線利用につきまして53ページ以降に記載しております。

ここは現状認識の中で医療関係の利用、また食品照射等の現状認識、また今後の取り組みにつきまして個々の分野でご意見をいただいております。十分な検証を行うべきではないか、あるいはもっと有用性を強調すべきではないか等々のご意見をいただいております。これにつきまして、策定会議でご議論いただいたことを踏まえた整理の状況、特に放射線利用について安全の問題に十分配慮した上で行うべきである等について引用、記載しております。

それから、56ページ以降に放射性廃棄物の処理・処分につきましていただいたご意見を整理しております。

これは高レベル放射性廃棄物に関してのご意見、それから低レベル放射性廃棄物に関するもの、また原則に関するもの多数ございますが、全部で100件ぐらいのご意見をいただいております。特に56ページでは現在、十分に進んでいないのではないかと、あるいはこれまでの議論をされてきた報告書の意義等を具体的に記載すべきではないかといった内容、それから57ページにつきましては、今回4つの原則を示しておりますが、それはいずれも誤ったものではないか、また逆に非常にその原則は重要なので関係者の関与が必要である。また、循環型社会とは関係ないのではないかとといったようなご意見をいただきました。

これは既にサイクルに関する議論、また2月の廃棄物に関する議論でご議論いただいた内容を整理しつつ記載を行っております。

放射性廃棄物につきまして、この後ろに高レベル、低レベルとございますが、後ほど本文の方でご説明しますが、放射性廃棄物全体の大綱における位置づけをこれまでのエネルギー利用、放射線利用の後ろに記載していたものを、むしろ安全の確保、あるいは平和利用、人材の確保

等の基盤的活動の一環ではないかというふうにとらえ、章立てを変更する修正を行っております。後ほどこれはご説明申し上げます。

それから次に、65ページ以降に原子力研究開発の推進につきまして150件ほどご意見をいただいております。

ここは内容としまして放射線利用に関しては人体影響の取り組みを書くべきである、また研究開発の総論として幅広い研究を行うべきである、また一方でその選択と集中を具体的にこのようなところを行うべきであるということ。それから66ページには、個々の分野についてこのような研究を行うべきである。例えば核種変換等についてもご意見をいただいております。また、67ページ、68ページには研究開発の進め方ということで、民間と国との役割をもっと具体的に記載すべき、また予算配分についてほかの分野にも入れるべきではないか、また逆に原子力研究について必要な予算を配分すべきではないかといったようなご意見をいただいております。今回の大綱では技術分野について例示を挙げつつ、国と民間との役割を中心に記載したところでございますので、それを引用する形で記載をさせていただきます。

それから、71ページ、72ページについては高速増殖炉の研究開発についてのご意見を記載しております。これは高速増殖炉からの撤退の議論から、また2050年までに至るロードマップを記載すべき、またもんじゅの改造工事等についてのご意見もいただいております。

これらにつきまして、策定会議でご議論いただいた内容を記載するとともに、安全確保にも大いに関係するところでございますので、そちらの整理も含めて対応を記載しております。

それから81ページ以降ですが、国際的取組の推進。これは核廃絶、また核不拡散構想のイニシアチブを日本がとるべきではないか。また、国際展開の具体的な分野として、原子力よりもほかの分野をやるべきではないか、また国が積極的に協力していくべきである等のご意見をいただいたところであります。これも大綱(案)の内容を記載しているところです。

84ページに、評価の充実に関し、これはポイントとしては原子力委員会が各省あるいは自らの政策評価をきちっと行うべきというご意見を賜っております。

最後にその他として85ページに記載していますが、この中で非常に多かったのが、概要版を作成すべきである、またその際の具体的なご提案なども含め多数のご意見をいただいております。これにつきましては、大綱(案)自体に関するものではありませんが、今後の広聴・広

報の一環として、また説明責任を果たす上で作成していくべきであると思いますので、それについては今後の宿題というふうにさせていただいております。

以上ちょっと長くなってしまいましたが、ご意見の紹介ということで説明いたしました。本文につきまして引き続き恐れ入りますが、もう少し説明をさせていただきたいと思います。

資料第4号の右肩に「補助資料」と書いてありますが、修正点が明らかになっておりますので、こちらの方がわかりやすいかと思っております。

まず、目次を見ていただきますと、先ほどのご説明の中で申し上げました構成を変えた点が2点ございます。これは元々第3章にありました「放射性廃棄物の処理・処分」を原子力の基盤的活動の強化の一環として整理する方がむしろ適切ではないかと考え、第2章に持ってきたということ。これに合わせて第1章の「現状認識」のところも順序が入れ替わっております。

それともう一つが、第2章の2-5、国民・地域社会の共生の中で「広聴・広報の充実」を、項目として別に出したというところがございます。

それでは、本文の個別のところをご説明をします。

「はじめに」のところは、5ページに現状の情報をアップデートするということから若干の追記を行っております。

また、全くのてにをはの部分は省略いたしまして、8ページにまいりまして、安全確保の現状認識のところがございます。8ページの左下、近年における事故、トラブル、あるいは不正行為等について具体名を入れて記載すべきではないかとのご意見を踏まえ、より具体性を持たせるということで事故、トラブルについての固有名詞を入れたということ、それから9ページですが、放射線影響分野、あるいはそのほか安全研究の取り組みをもう少し記載すべきではないかということも踏まえまして、安全研究計画の中身の紹介を入れる形をつくっております。これは参考資料の方にも別途、追記を入れております。

9ページの下、平和利用の担保のところについては、核不拡散あるいは核廃絶に向けての努力あるいは目標を掲げるということをより強く書くために非核三原則の紹介、それから10ページに入りまして具体的な取り組みとしてですが、IAEAとの保障措置の記載に続きまして、実際に分離プルトニウムが単体では取り出せない仕組みになっているという点も含めて記載を追記しております。

それから、10ページから11ページの放射性廃棄物のところの記載は、後ろのものを前へ持ってきてただけでございます。

それから14ページ、核燃料サイクルの確立のところは、文章のつながりの適正化等の観点、

あるいは用語の適正化というところで15ページの修正を加えております。

それから16ページに入りまして、電力自由化等の影響ですが、ここもロジックのつながりをよくするために文章を後ろへ持ってきております。

それから17ページ以降、廃棄物については消えたサインがありますが、これは前へ持ってきたことでございます。

それから20ページにまいりまして共通理念のところ、1-3-2あるいは1-3-3でございますが、これは文章を短くする、あるいはわかりやすくするという具体的な修正のご提案をいただいていたところ、こちらでももう一度見直した上で修正を行っております。

それから第2章の取り組みの方へ入りまして、安全の確保のところですが、ここは23ページの冒頭に労働災害の防止についての重要性のご指摘もございましたので、美浜の事故を踏まえての今後の取り組みについて示した記載を追記するとともに、23ページの真ん中あたりでございますが、先ほど意見の中でもご紹介しました規制組織の分離・独立に関して策定会議で行った議論の内容等も踏まえて追記しているところでございます。

それから24ページ、25ページはいただいたご意見を踏まえて文章の適正化を図り、それから25ページの高経年化対策については、先ほど申し上げました最新の情報にアップデートする形で追記を行っております。

それから26ページ、27ページは文章の適正化、それから27ページは先ほど平和利用の担保のところでは非核三原則の追記を行ったところ等について追加を行っております。

それから、28ページから30ページの廃棄物処理・処分関係は、これも具体的な修文意見があったところ、あるいは誤解を避けるための表現の適正化でございます。

それから33ページ、原子力と国民・地域社会の共生の以降のところですが、ここも具体的な修正文章の提案をいただいたところをもう一度見直した上で、記載を行っております。

34ページの冒頭が広聴・広報の充実ということで、項目を新たに起こしたところがございます。内容としては従来から書き込んでいたところがございますので、それは引き続き、記載を残しております。

それから35ページに入りまして、国民参加は「国民にとって」というので言葉を追記するとともに、以下若干「等」を幾つか入れているところがありますが、これにつきましては文章を上からずっと読んでいくと本来「等」が入るべきであるところを追加を行っております。

それから第3章につきましては、放射性廃棄物の記述を前へ持ってきておりますので、その部分が記載からなくなっています。具体的には45ページ以降文章は抹消されていますが、前

へ移ったところでございます。

49ページ以下に原子力研究開発の推進というところですが、これにつきましても50ページ、51ページに文章の適正化、またちょっとわかりにくいというご指摘もあったところをやや説明を追記する形で修正を行っております。

53ページ、また55ページの文章の追記も同様でございます。あと若干のてにをは等、あるいは用語の統一等の修正を行ってございますが、内容に関するものとしては以上でございます。

ちょっと説明が長くなってしまいました、事務局から以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、要すればいただいたご意見について処理、このような形で多くのものについてはこの場でご議論があった経緯をご紹介し、それが大綱(案)についてこんなふうにとまとめたんですけどという経過のご紹介をするということで、我々の立場を表明するというところでよろしいのかなというふうに考えて、そういう形で資料第3号をまとめております。

その中で、しかし個別というよりはある種の相場観としてこういうふうなことに関心が高いということであるとすれば順序を変えた方がいいとか、あるいは理解が必ずしも難しい、こちらの表現の稚拙さについては改善すべきというところは改善をするという形で今ご紹介のような資料第4号を取りまとめさせていただいたということでございます。

以上の資料につきましてご議論をいただきたいと思っております。

今日のご発言希望を既にお出しいただいておりますのは、資料第8号に御発言メモとして綴じてございますが、お二方、中西委員と吉岡委員でございますので、まずお二方からご発言をいただいとと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは中西委員、よろしく申し上げます。

(中西委員) これは発言メモというよりも印象という形で事務局に出させていただいたのですが、今資料を見させていただきましたらかなり直っていることがわかりました。資料を送っていただいたとき気がついたところということで少し言わせていただきますと、やはりまず、研究開発のところページ数からみても少し少ないように思えました。ただ、中をよく見ますと研究開発に関するいろいろな項目は拾ってあるので、これを施策にする際に少し気を配っていただけたらと思っております。

それから2番目、安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善のところですが、安全に関

してはもっと柔軟に、よいと思ったことはすぐに取り入れるというスタンスに立った書き方が良いのではないかと思いましたが、かなり直っていると思います。

「リスク情報の活用も大切」というところの「も」が、「が」に直っているので良いと思いますが、リスク情報のところは非常に大切だと思っております。

リスクについては専門家だけでなく一般の人と意識を共有化することが一番大切だと思います。後にも書いてございますが、実際に発電に携わる人だけでなく一般の人にも理解してもらう仕組みを作ることが肝心だと思います。そのためには地域も含めて全ての人当事者であるという土俵を作るべきで、その共通の土俵の上で議論すべきだと思います。

それから、高経年化対策のところですが、あらかじめ、起こり得る故障の箇所については全部洗い出し、設計段階からこれら全ての事故や故障を入れ込んで設備を作る、つまり、徹底的に安全に配慮した設計を取り入れるべきだと思います。これはかなり費用がかかることとは思いますが大切な点で、今はどうも後手後手に回って設備を修復しているような印象を与えているように思われます。補修については最初から設計済みというスタンスで、また事故や故障が起こっても直ちに取り替えられるという体制が大切だと思います。

それから、最後のリスクコミュニケーションですが、これも非常に大切な点だと思います。国民にいかに伝えるかというスタンスではコミュニケーションはできないと思います。双方が同じ土俵に立つ、つまり全てのリスクをみんなで共有した上で議論する。それは一生懸命相手を納得させるという作業ではないと思います。みんなで一緒になって、作る方も使う方も目線が同じになっていることが大前提です。科学的にリスク管理をもっと推し進めて、リスクを定量化するということは感情的なところを排除することができる一番の方法であり、互いの納得が得られる道ではないかと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。事前にいただきましたので、私どももリスクコミュニケーションの問題についてはご意見を聴く会でもいただきましたし、先ほどもありましたように様々な方からこのところ、もう少し踏み込んでということもありましたので、リスクコミュニケーションの定義を用語集にきちんとつけ加えたり、それからまさにおっしゃるような意見交換というような言葉を補って、その趣旨が伝わるように修正したつもりでございます。ありがとうございました。

では、吉岡委員。

(吉岡委員) 2ページ以降、最後まで、御意見メモは私の意見であります。毎度、失礼をいたします。

今日は事務局の方のご厚意により、お手元に机上ですけれども、「核燃料サイクル国際評価パネル報告書」というものを配布させていただきました。皆様のところへ届いているかご確認願います。今日の朝仕上がったのでまだ机上にしか配布できなくてすみませんけれども、フロアの方もご要望があれば、多分有料になりますけれども、配布できると思います。

今日の発言の趣旨というのは、パブコメ案が出てから1ヶ月半以上たちますけれども、やはり原子力発電と核燃料サイクルについては一字も変わっていないわけですね、この政策大綱（案）というのは。しかしパブコメでは、核燃料サイクルバックエンドについては異論が多く出された。私もそうした異論と同じ異論を共有する者ですけれども、前々から予告しておりましたように国際評価パネルというものを組織してそれをまとめたわけで、改めてこの内容を簡単に紹介した上で、やはりこの問題については再議論すべきではないかというふうに提案いたしたいと思います。

緑のペーパーの最初をめくっていただきますと、まず最初に日本側委員会の総説が出てきて、私の名前を書いていますが、これは、私と、4人のレビュアーがそれぞれ書いておられます。さらに、70ページぐらいからは同じものの英語版が出ています。9名のメンバーのうち海外4人、日本5人で9名の委員が組織されて、私が座長なんですけれども、英語版の総説については全員が同意した。各レビューについては、各レビュアーの責任でやったということです。前半が日本語版で後半が英語版でございます。

私は前々から原子力委員会の公共政策レビューというのは自らがやるべきであり、自らが専門家グループ、できれば批判的とそうでもないのと複数に委託して、それぞれ数千万円委託費を付けておやりになればいいというふうに思っていたんですけれども、結局やらなかったもので、私としては批判的立場のだけを200万円というわずかな予算でやらざるを得なかった。しかし、こういうリアルタイムの国際的な公共政策レビューというのは日本ではめったになされない。私は一つも知らないんですけれども、こういうものがなされたということはそれなりに意味のあることであり、また採点表が来ているわけですから、ぜひこれについても一回あるんですから、皆さんからいろいろご意見をいただきたい。今いきなり出されても意見を言うというのは困難ではありますけれども、できれば皆さんご意見があるでしょうから、反論権はあるんですからぜひお出しいただいて、もし時間があれば次回にそういう反論会を開いてほしいなというふうに思っています。

再び御発言メモに返り、レビューの結論をだけを申しますと、この核燃料サイクルに関する中間取りまとめ、それは政策大綱にそのまま転記されているような内容だと思いますけれども、

この内容というのは非常に脆弱なものであり、現行政策の堅持という結論が公共政策から最善のものであるという論証に成功していないという結論に私たちは達しまして、その結果として、私たちの勧告というのはサイクルバックエンド政策について六ヶ所再処理工場の操業無期凍結をした上で、全面的な再検討を行うべきであるというものです。原子力委員会にもしそれができない場合には、政府が別の組織を作ってより広いフレームで再検討すべきであるという結論を出させていただいています。

反論権はありますから、できれば次回まで熟読していただいて反論していただければありがたいんですけども、とりあえずこれに関する報告はそれまでにさせていただきます。

次に、余り長くなるといけないので、政策大綱(案)にある基本的な政策について私は反対であり、それについては少数意見案というものを6ページ以降に書いています。

少数意見をぜひつけていただきたいと私は思っているんですけども、閣議決定する際にはそれは恐らく無理であろうけれども、政策として、政府の決定というところに至るまでは、それが確定するまでは、少数意見として併記をしていただきたいものだと思います。ただ、脳死臨調の答申みたいに多数意見と少数意見を並べて、多数意見が答申であるというふうに明記するとか、例えばそういう方法もあるかなと、歴史的にはそういう前例もございます。

あと二、三分でやめますけれども、修正案について、本質的なところにかかわらない幾つかのポイントを並べました。

5ページをご覧ください。2 - 4ですけれども、高速増殖炉については2050年ごろから商業ベースの導入を目指すというふうに書いてしまったところ、これに対してそれならタイムテーブルを用意しろというような発言が、あらゆる地方公聴会で出されたし、パブリックコメントでも出されているわけですけども、こういう誤解を招くような表現をしたのがやはり根本的な間違いであったのではないかと思います。具体的計画もないのにこういう年数を入れるというのはやはり変なので、これだけ誤解を生むというのはやはりまずいのではないかと、やはり削除が妥当であろう改めて思いました。

2 - 5ですけれども、原子力・放射線技術士の話がパブコメにいっぱい出たんですけども、技術士は一つの資格にすぎないからあえて書かないというようなそういう事務局のコメントなんですけれども、これは本質をとらえていないのではないかと。技術士というのは自立したプロフェSSIONナル・エンジニアだというふうに私は理解しています。組織の論理におぼれなくて自立した職業倫理に基づいて行動し、深い見識を持つという役割を期待されて、一定程度それは担っているわけですから、そういう形でエンジニアというものが育っていくことが安全にと

って必要である。原子力安全文化というのは今までは内容はないんですけども、せっかくこういう意見が出たのだから、どういう教育が必要かも含めてプロフェッショナル・エンジニアの役割ということについて考え直していただきたい。

それと最後ですけども、トリウム・サイクル。これは一たん出て消えたんですけども、国民意見やあるいは地方公聴会で随分異論が出たと私は記憶しております。これは選択と集中の観点から消したんだというようなことを事務局の資料では書いてありますけれども、これは選択と集中の対象ではないのではないかと。トリウム・サイクルとプルトニウム・サイクルというのはやはり相並ぶ、どちらか一方ということではないですけども、基本的な選択肢ですから、例えば直接処分と再処理とか、そのくらい大きな選択肢ですから、進めるとかそういうことまで書くかどうかは考えようがありますけれども、代替としてあるんだということまで書かないというのは、やはり変なのではないかと思いました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご発言希望の方は札を立てていただいてと思いますが。

伴さん。

(伴委員) 全部読み終わるのに時間がかかってしまいまして、前回長計よりもかなり多い意見になっていて、その点ではよかったなというふうに思います。

先ほど吉岡委員が言われましたこのレポートについては、これは意見として出されているわけで、ぜひ次回に反論等あれば出していただきたいというふうに求めていたことについて僕も賛成しますので、ぜひよろしくお願いします。

そして、原子力発電、核燃料サイクル、再処理問題、高速増殖炉問題等々大変たくさんの意見があって、あと脱原発ということもあるんですが、その辺についてはそれらを全体的に受けた形で自分の意見として次回にまとめようというふうに今思っています。

今日はそれ以外のところでの事務局の対応について幾つか意見と質問がありますのでそれについて述べたいと思います。

1点目は、僕はこの暫定版でやってきたのでページが合わないかもしれない。1 - 15というんですか、暫定版は8ページなんですけれども、規制行政組織を分離・独立すべきという点ですが、追記をしたというふうに書いてあって、多分追記の部分で「こうした改革が全体として有効に機能しているかについて、継続的に関係者と意見交換を行い、検証を行っていくことが」というところでそうなのかなという気もするんですが、僕はちょっとまだ足りないのでは

ないかなというふうに思います。

一つは、現状認識のところで規制行政組織を分離・独立する意見があるんだよというふうに書いてあればそれを受けてという形なので、読み取れなくもないなと思いますし、もしこの中で処理をするなら、結局この話というのは以前からずっとあったんですが、とりわけ原子力安全・保安院ができたときにそれではまだ不十分だというふうな形での意見として出てきているわけで、この中で書くのであれば保安院が設立されたということも含めて書いてあれば、「こうした改革」ということの中に保安院の組織の存在というものも入っていくのでそう読めるのかなとも思うんですが、僕はまだこれでは対応として不十分だと思いました。

それから2点目ですが、2 - 7、暫定版で言うと18ページになるんですが、プルトニウムの総量の話です。

総量の話なんですけれども、ここでは明記せよというふうになっているわけです。そして、私としては改定案のところでは数字としては出ていないわけなんですけど、9月6日に管理状況等のデータも出たこともあり、資料のところでプルトニウムのところに在庫量等をつけたらどうかというふうに思っています。これは提案です。

なお、このプルトニウム関係について関連したことで、大綱(案)の15ページ、1 - 2 - 7の核燃料サイクルの確立というところなんですけど、そこで再処理で回収されたプルトニウム、ウランについては云々とあって、プルサーマルが電気事業者により計画されているというふうに記述されています。これは前回もちょっと問題にしたところでした。前回は、混合転換するので微々たるウランとか使っているぞというふうな意見もあったかと思うんですが、ここで回収されたプルトニウム、ウランについてというと明らかに海外再処理が念頭になっているというふうに読めるわけですね。そうすると、海外では特に混合転換はしておりませんので、ウランをプルサーマルで使うというふうにはならないわけで、ちょっと事実と反してくると思います。したがって、ここではウランを取るべきだというふうに思います。

それから、3点目は、4 - 25・26あたりの電源三法交付金のことについていろいろとたくさん意見が出ています。電源三法交付金、なしにせいというふうな意見もあって僕はそれは賛成なところもあるんですが、橋本知事の隣では言いにくいんですけども。特にここでは受け手の側、つまり地域の側が一層効率・効果的に使うように不断の見直しをしていくというふうに書いたんだということで説明がされているんですが、意見が出ているところからすると、今度は出し手の側のことは見直さなくてもいいのかということがあると思います。

一例を言えば、プルサーマル関係について言うと、当初はウラン燃料と何ら変わらないんだ

から、そんなものに交付金をつける必要はないという立場だったものが、交付金をつけますよということになって、しかも事業者が申し入れた段階からカウントしていくみたいな話が出てきて、今やそれを増額しようというふうなことになって、いわばお金で絡めて政策を進めていくような印象を持っている方が多いわけで、ここでのいろいろな意見の趣旨はやはりそこも見直していくべきというものだと思いますし、地域の自立というような言葉が別なところに書かれている、それとの関係からいっても出す側の見直しというのは必要だというふうに思うんです。

もう1点加えれば、私の目で見れば、今や交付金と地域との関係が核燃料サイクルの政策の見直し等のところでもあったという語弊があるかも知れないが、僕が感じた点で言えばまさにそういった関係が原子力政策を逆に規定してきて、政策の硬直化をもたらしているのではないかとこのように思います。そういう点からも、国の方の出す側の見直しということをやはり入れるべきではないかと思えます。

4点目は5 - 13に関連してですけれども、省エネや新エネを中心とすべきであるという意見があって、それに対して、ちゃんと書き込んであるんだよというふうになっているんです。

1 - 2 - 6に当たるところでしょうか、新エネルギー等々はエネルギー密度が小さく、経済性や供給安定性に課題が存在するというふうに断言して終わっているわけなんですけれども、そのことと、その後続く原子力のバラ色の夢のような話とか、極めてアンバランスであると思います。しかし、そういうふうなことも念頭にあって、いろいろな省エネルギー、新エネルギーをもっと中心とすべきだということの意見があると思うんです。ちょうど対応の中に、エネルギー基本計画での取り扱いのところがあって、「課題がある」まではいいんですけれども、その後「技術開発等により課題を克服とする考え方が示されており」となって、もう一歩進んでいるわけです。したがって、こういうふうなことを記述するのであれば、この13ページの供給安定性に課題が存在するという後に、やはり克服に向けた努力もされているというふうなことをきちっと書くべきだというふうに思います。

それから、最後の6番目。6番目は、修文とか文章とは関係ないんですけれども、6 - 32のところなんです。もとの質問はちょっとわからない。まとめられているところは、使用済MOX燃料の直接処分について検討を行うべきだというふうになっていて、対応案の下の方の4行ぐらいに「MOX燃料について今回のキャニスタの設計で硬岩系での処分が仮に困難であったとしても、キャニスタの設計の変更で十分対応が可能であり、また使用済MOX燃料は使用済ウラン燃料に比べて少ないために、評価に与える影響は小さいものと考えられます」と書いてあるんですが、しかし技術検討小委員会等直接処分のコストを算定してきた議論の中で、M

OX燃料については4倍ということで、4体入れる容器に1つ入れましょうというふうな、仮にコストを出すためにそういうふうにした。このような議論というのは一切出てきていないですね。これについてはむしろまだわからないわけだから、こんなところでやりとりしてもしようがないみたいな、えいやあで4倍でいいじゃないかというふうな、ちょっと荒っぽい言い方ですけども、そういう議論で進んできていて、困難かどうかについては議論していない。そうすると、ここまで含めて書き込むのはちょっと書き過ぎではないかと思うのと、もしここ以外のところで検討しているのであれば、それはどこどこで検討して、そういうふうになっていると示されればまだわかります。これはちょっと対応の仕方についての意見です。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

今の最後の点は、最初に私が、今日出したのは(案)で私も全文を通して読んだのは1回だけで、あとこういふ方針でこの記述を書きなさいということをお願いをして作ったものなので、今朝から読み直してみると何カ所か不適切、書き過ぎたり、書き足りなかったり、違っていたり。このコンテキストはここだけで申し上げると、直接処分の検討を行うべきということで直接処分については何とかの措置ということで……この見出しだと直接処分について検討を行うべきだとすれば、これについては直接処分についても調査研究の一部にしますということをお願いしているところで受けるんだけど、中身についてのご意見とすれば、やはりこの見出しと中身の意見が合っていないので、中身の意見について我々がアサンプションに置いたことについてご批判があったところをそれについて答えているということなので、ちょっと精査してみます。

それから、ほかの点についてなるほどと思うご意見が多かったと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

特に規制の分離の問題については、我々が議論して論点整理の中でまとめたものを生かしつつ書き込んだつもりなんですけど、確かに出だしをどこにするかスタートのポイント、2001年の保安院の分離から規制改革の一部とすれば、その全体について評価すべきだと、そういうご主張は極めてロジカルと思いますが、いずれにしても検討させていただきます。

佐々木委員から、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。先ほど伴さんがおっしゃったように資料第4号、本日出てきたものを拝見して事務局のご説明をお伺いしていると、なるほど部分的にいろいろもっとここは強調した方がいいとか、このところをもうちょっと詳細に書いた方がいいとかい

るいう言うべきことがなおいろいろあるかと思うのです。私もそういうところはございますけれども。ただ、全体として見たときに、私はパブリックコメントを経て、前のものよりもよりよいものになったというふうに評価をいたします。

それを申し上げた上でございますが、ちょっとお尋ねしたいのは、これは事務局は非常にご苦労が大変だったと思うのですが、これを作る作業の過程で、私がもし事務局の一人として入っていたと仮定すると、恐らくこういう悩みというか問題点に遭遇したのではないかなと思ったのです。

というのは、どういうことかということ、かなりの量の意見が出てきた。それを12項目ですが、大きな項目に類型化しましたよね。例えば、本日の資料の第3号の分類したやつを見ると、「安全の確保」という問題について全体で240～250件あるわけです。それが5ページから16ページぐらいまでのところで書かれている。では、これを「政策大綱（案）」の中に生かせるものはどうやって入れるかというところで悩むと思うのです。どうしてかということ、「政策大綱（案）」の中で、例えば、「安全の確保」という問題は、1カ所であれば簡単なのです。ところが、例えば、「安全の確保」という問題は3カ所に書かれているわけです。例えば、これは1-2-1の冒頭の「現状認識」のところも出てくるし、1-3-1でも出てくるし、それから第2章の2-1にも出てくる。そうすると、一応「安全の確保」ということで240～250件のものを分類はできた。それを今度は「大綱（案）」の中に入れていく。そのときに1カ所でなく複数ありますから、どこに入れていった方がいいのかということです。これを拝見すると、「安全の確保」というような一つの例をとると、3つのうちで2-1のところを相当入れ込んでいます。それに対して、例えば、1-2-1とか1-3-1の方は余り入れていないということが起こるわけです。同じことはほかのいろいろな項目についても起こるだろうと。その辺のところ、ご意見が非常にはっきりして、これをここに入れたらいいというのがわかるものはいいのですけれども、そうでないものがほかにあったのではないかなというその辺の、そういうときに事務サイドとしてこの作業の過程でどういうふうなお考えでそれぞれの項目のところに入れ込んでいったのかなということをちょっと教えていただくとありがたい。それだけです。

（近藤委員長） 森本君がちゃんと答えてくれると思いますが、とりあえず私の指示をご紹介しますと、第一に、意見をおっしゃる方がここが問題と個別具体、場所を指定した場合にはそれではめ込むと。

それから、大きな仕組みとしては、1は現状、2は今後の取り組みということで、今後の取

り組みとしてのご意見を言っていただくとすればそれは後ろで受けるべきだという、大きな割りつけはそういうことで行うこととしました。

どうぞ。

(森本企画官) 委員長のご説明のとおりでございます。ただ、ご意見の該当箇所を書いていただくようなフォーマットにしているんですが、複数の個所を記載する方、何も記載しない方等当然イレギュラーな意見の書き方の方もいらっしゃるもので、そのときは個別に中身を読んで現状認識が足りないというのが文中にあって、全体の趣旨からすればこうだな、それでもだめなものは両方に分けています。

また、今回、分野で整理しておりますので、おっしゃるとおり対策に関わる部分と、現状認識に関わる部分の両方があり、そういう問題に現にぶつかっておりますし、そういう処理いたしました。

(近藤委員長) 渡辺委員。

(渡辺委員) ありがとうございます。3点、意見を述べたいと思います。

まず最初に、国民が直接意見を出して審議過程に参加するということは非常に大切なことですから、今回のパブリックコメントにも多くの意見が寄せられてよかったなというふうに思います。

ただ、寄せられた意見の中でも、国民から意見を聞く方法について再検討すべきという意見がありました。多くの国民がどう考えているかということを知る上で、世論調査とか、それから意識調査などの活用も必要ではないかというふうに感じました。

また、意見を聴く会を各論点の整理などの段階で開催したり、それから政策大綱(案)につきましても立地地域を中心に開催したことは理解を深める上で大変有効だったというふうに思いますが、政策策定のプロセスに一般国民の意思を反映させるという点では、まだまだ不十分と言わざるを得ないのではないかと思います。

広聴・広報の充実が新たに表題として挙げられましたが、意見を聴く会でとりあえず聞きましたということではなくて、真に政策策定のプロセスとして効果的に取り組むことが必要ではないかと思います。ヨーロッパでは原子力政策の基本方向を国民投票にかけているという事例もあるわけですので、日本でもそうしたことがもっと研究されてもいいのではないかなというふうに思います。少なくとも政策形成過程において、間接的な意見反映の手法として世論調査や意識調査の活用などがもっと研究、検討されてもいいのではないかとこのように思います。

それから2点目ですが、放射性廃棄物の処理・処分についてです。

項目全体を第3章から第2章に移して、あわせて「基本的考え方」という表題がなくなって、少し違和感を持ちました。ただ、基盤的活動の強化として取り上げることによって、放射性廃棄物の処理・処分の強化がなければ原子力利用の推進もないということを明確にした点はよかったというふうに思います。

なお、高レベル放射性廃棄物の処分地がどうなるかもよく見えない中で、この問題が実際には原子力利用における最大の問題と言ってもいいのではないかと思いますので、取り組みを一層強化することを望みます。

それから最後ですが、これは文章の修正というよりは、一般の国民として実際の取り組みにおいて危惧しているということで一言申し上げたいと思いますが、安全の確保と国民の信頼を得ていく上で、事業者におけるコンプライアンス経営の確立とか組織風土改革とか、それから原子力関係者の意識改革が重要だということは、この策定会議でも繰り返し述べさせていただいてきました。けれども、こうした取り組みについて今なお電力会社間の格差があるように思います。全ての電力会社において体質改善が図られたのかどうか、今後の取り組みの中でぜひ留意していただけたらというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

電力会社間の格差と言われると、何か今日は誰の顔を見て言っているかわからないと思いますけれども、笹岡さんが何か言うのかなと思いますけれども、オブザーションとしてご注意いただいたということで理解させていただきます。

それから、おっしゃるように高レベルの問題、一層強化ということで何度も強調されたことですが、問題意識は同じです。それから国民意見の反映の問題はおっしゃるとおり私も120人の方の話を伺っていて、この熱気と圧力をどういうふうに議論に反映していくのかなと考えながら過ごしたわけですが、ここで発展途上というようなニュアンスの文章を書いているわけですが、これは今後とも我々工夫しなければならないという告白です。世論調査というのは非常に重要なご提案だと思います。検討させていただきたいと思います。

ただ、国民投票の話は若干私は解釈を異にして、福島県知事のご意見の中にもあるわけですが、それはやはり政治の優先順位の問題なのかなと、少なくとも様々な原子力に関する議論が国会で議論されて、多くのことが野党の方も賛成されて決まっているという現実がある。となるとなかなかそれが国政の中心課題ということには現在はないのかなと思います。もちろん原子力委員会としては常にそれが適切であるか注意し、国民の関心の、あるいは意見

の分布が、国会の民主統制の下にある立場なんですけれども、適宜ご指導を求めていくのかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、前田委員。

(前田委員) 先ほど伴委員から、海外の回収ウランは使わないんだから消せというお話があったんですけども、これは前回の策定会議で伴委員から同じようなご意見がありまして、私からそれに対して説明、あるいは勝俣委員からも説明があったわけなんですけれども、今日再度おっしゃったものですから、再度反論というか言わせていただきたいんですけども。

この本文というか、大綱の14ページに「我が国では使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルの確立を国の基本方針としてきた」と書いてあるわけです。したがって、回収されるウラン、プルトニウムもリサイクルという、これは基本方針として書いてあるわけです。

伴委員は、海外ウランは使わないんだからとおっしゃったけれども、実は海外で回収されたウランももう既に数百トンオーダーで日本へ持って帰ってきて、今もう原子炉で燃えているわけです。

それで15ページに、将来の核燃料サイクルの本格的な資源リサイクルに必要な産業基盤・社会環境の整備に寄与するものとしてプルサーマルが計画されていると書いてあるわけなんです。問題は基本方針政策として回収されるウランとプルトニウムはリサイクルするんですよ。そのためには、いろいろと技術的・制度的、あるいは社会的その他いろいろと整備していかなければいけないことがあるので、まず第一歩としてプルサーマルをやりますと、こういう趣旨で書いてあるわけですし、したがってプルサーマルのところに回収ウランが書いてあるのはおかしいというのはやや論点が少し違うんじゃないかと、このように思います。

以上です。

(近藤委員長) 要するに、今のお話に反論されるんですか。

(伴委員) 僕は基本方針を納得しているわけではないけれども、基本方針で両方使いますよというのは別に今文句を言っているわけではないわけです。しかしこの文章は主語が「再処理で回収されたプルトニウムとウランについては」、「プルサーマルが事業者により計画されている」ということで結ばれている。これは違います。ですから前田委員のおっしゃるようにウランも将来事業者が使うんだということであればプルサーマルではないわけだから、そういうふうなことがわかるように書くのであればそれは僕も反論できないかもしれませんが、この文章だとウランをプルサーマルで使うと受け取られるからまずいいんじゃないですかと言っている

んです。

(近藤委員長) 書いてあるプルトニウム、ウランをプルサーマルで受けている文章は、論理的整合性がちょっと欠けているということですね。それはわかりました。我々も中抜きにしたり、2つの文章を1本にする過程で意の通じない文章にしてしまうことよくやることなので。ご注意ありがとうございましたと申し上げたいと思います。

井川委員。

(井川委員) ありがとうございます。まずちょっと質問というかあれなんですけれども、福島県知事と新潟県知事からのご意見というのがあって、これはきっと知事だから思いというか、知事も普通の人間なんですけれども、いろいろな人の意見と並んでこれへの対応案というのはないのかなというのはちょっと感じるということなんです。

中身は結構資料第3号とダブっていると思うんですけれども、知事でドーンと来てこれがバンとネットにだけ出ると、こっちの意見には要するに原子力委員会というか、策定会議は反論もできず、対応もできずバンと載せたんだなという印象がすごく強いので、これも一応こっちの対応案の何番でもいいですからつけておいた方がいいんじゃないかと思った次第。

(近藤委員長) 先ほどちょっと申し上げたかどうかわかりませんが、申し上げたつもりなんですけれども、参考とした理由は、資料第3号の意見の中に入っていますと。ただし、選出されたエレクトッドピープルからのコメントなので、そういうものがありましたということをご皆さんにお知らせする意味で参考資料として別に用意しましたと申し上げました。それについてさらに進んで個別に知事の意見について対応するかということについては、この大綱についてのご意見としていただいているので、それはご意見に対する対応の中で処理させていただきますということでございます。

(井川委員) それでは、資料第3号の表紙にも入れておいていただけるとありがたいと思う次第です。やはり一種誤解を与える、これから申し上げる少数意見をということでおっしゃっていた吉岡先生の話にもかかわることなんですけれども、どうも見ていると国民的コンセンサスが足りないであるとか、さっき国民投票という話もありましたけれども、私はそれなら年金の方を先に国民投票してほしいぐらいで、これはずっと後の優先順位相当低いだろうという感じがするんですけれども、何でもかんでも国民投票するんだから国会議員要らないと、そんなことはないんですけれども、いずれにせよ国民の意見をとかいろいろなことをおっしゃっていて、特に福島県知事は活発にご活動されて、それについては敬意を表するにしても、こういったものが一応対応できていないという形が、誤解を招くということ自体が非常に危険なこと

かもしれないということが1点。

それで、関連して少数意見をということと、それから次回にこの青いやつを議論してくれというご意見があったんですけれども、これは恐らくこんな長いを読んでやるのはちょっといささか勘弁してほしいなというのが正直な感想で、私はできれば避けてほしいということが1点。

それから、少数意見を載せてくれというのがあるわけですが、これも反論なしでこの少数意見を載せると、これを我々が無視したのか、あるいは聞かなかったのかということになるという危険性が非常にあって、この部分は欠落しているのではないかというふうに思われるのではないかということ非常に危惧します。しかも、これはなおかつすさまじく長文の少数意見で、少数意見の方が本大綱の3分の1くらいあるというのは少数意見と言うのかどうか定かではないんですけれども、なおかつ事実誤認がちらっと見ただけでもあり、僕は別に電力会社の味方でもないけれども、この中に政策大綱というのはいろいろな原子力にかかわるコストとリスクを国民に転嫁するという内容であるという方針で書かれているとありますが、そのコストとリスクをいろいろ見積もった上で核燃料サイクルの議論を我々はしたはずなので、こういった事実誤認を無視されたことを書いたのが少数意見で長文にわたって載っているというのは、僕はいささか納得できないし、恐らくこのパネルについてもどういう内容か今日いただいたので拝見する時間はなかったわけですが、どういった内容が要約して出していないと、これを議論しろというのをぼっと出して言っているのはいささかどうかと思うということを申し上げたいと思います。

それは先ほど申し上げたように、いろいろな意味で誤解を招くという危険性を私は回避すべきではないかということを思います。

それで最後の1点なんですけれども、大綱本体についてはこれはもう皆さんおっしゃっているとおりこれで大筋いいと思うんですが、1つだけ、決まった内容の中でTRUのことが出ていまして、この新しく決まったこととして検討を行うべきであるという趣旨になっていて、ただTRUという名前がいきなり出てきて、最近いろいろなところで懸念を呼んでいるというか、新しいものが出てきたかのようにとらえられているという懸念があるらしくて、原子力委員会で今後これについて議論されるとき、極めて新聞でも横文字言葉というのは避けろと言われていきます。意味がわからないし、物騒だしということで見出しなんかなるべく載らないというのが一般の新聞だと思うんですが、これも前にある説明も何を言っているんだか普通の人にはとてもわからない説明なので、できれば名前を含めて検討をしていただきたい。

ただ、この大綱については事実を正確に記してあるだけなので、それについてそこまでは注文は申し上げないですが、よろしくお願ひしたいなと思った次第です。すみません。

(近藤委員長) ありがとうございます。

少数意見の取り扱いというか話については、後にします。今はこの2つの資料についてご審議いただいているというポジションですので、よろしくお願ひします。

笹岡委員。

(笹岡委員) ありがとうございます。この暫定版の方の31ページなんですけれども、2の直された4番の人材の育成・確保、この辺について私どもの考えを申し上げたいと思います。

1つは、出された意見の中の20ページにも出ているんですけれども、特に2行目の「まず、原子力分野の職場に魅力を取り戻すことが肝要である」と書いてあるんですけれども、私ども働いている者からしますと、勤めた段階から魅力ある職場にしようと思って一生懸命やっているんですね。だからそうでなくなっているというのは誰がやっているかということなんですけれども、この表現というのは非常に難しく、私どもから見ますと、魅力ある職場にするために毎日努力している、そうするようにしなければいけないだと思っていますので、一般論として魅力がないというふうに思われているのかですね。私どもは魅力を持って働いていますので。だから第三者的に見てこういうふうに表現を使われているんだったら、ぜひそういう職場ではないよというふうにぜひ表現を変えてほしいと思っています。「一層魅力的のある職場にしたい」とかそういうふうだったらいいんですけれども。ぜひその辺は修文していただければありがたいかなというふうに思っております。

それから、下の方に「最新の知見と効果的な品質マネジメント」云々と書いてあって、「創意工夫を生かせる職場やさらにはこれを規制に反映させる」と書いてあるんですけれども、現実問題これができれば非常によろしいんですよ。例えば規制当局と自治体からいろいろな要請については絶対なんです。私どもがそこに対して、ああしてくれこうしてくれということはなかなか言える機会がないといえますか、場所がない。要するに、こうだからこうやれと言われたら、そうやらざるを得ない。こういう実態にあるんじゃないかというふうに思うんです。

ですからこの中にも、20ページの意見の中にも安全確保に取り組んでいる第一線の現場の声を聞くべきだと書いてありますけれども、そのためには何かルールを作らないと、規制をどんどんすればするほど、これは意見は言わないです。言えど何だということなので、もしそういう文章でしたらばそういうような安全確保のための規制側と被規制側の連絡会ではないですけれども、そういうものを作って不断に話し合えるようなことをやっていかなければ絶対いけ

ないんです。これはもう文面に書いてあって、現実問題、規制側の方からこうしろと言えば、それが間違っていようとそうせざるを得ないと、こういう現実ですから。ですからそういう意味でぜひこの辺については、文章としては非常にきれいで、こうなってほしいなというふうに思うんですけども、現実には違っているんですよ。

ですからそういう意味からしましてぜひ安全確保のためにお願いしたいことは、第1点目のところは魅力的ある職場にしようとは私は一生懸命頑張っていますので、そういったものを汲んだ文章にしてほしいということと、ぜひ安全に対してキャッチボールができるような規制と被規制側のそういった連絡会的なものをぜひ作っていくことが肝要だとか必要だとか、そういうものをぜひ作っていただきたい、このように思っています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

「魅力を取り戻す」という表現、確かにこれはご指摘いただいているいろいろ考えて、適切な表現をどうしようかなと思って悩んでいたんですが、そのままになっていました。また注意されてしまいましたので、もう一度よく考えます。

それから、2番目の点については、24ページというか、安全文化の定着と運転管理の継続的改善の中に「国は、新しい取組を安全の確保を大前提に試行することができる仕組みを検討すべきである」ということで、そういう新しいチャレンジを受けとめるような仕組みを国に検討せということをお願いしているところで汲んでいただければというふうに思いますが、なお私の情報が間違っていなければ、既にそういうご意見を受けて規制者と被規制者が対等にコミュニケーションする場、実は私、以前に学会の基準作成委員会活動の一環としてそういう試みをやったんですが、非常に評判がよかったこともあって、提案したところですが、規制当局が最近そういうことについての仕組みを作って対話を持ったということを知った記憶がありますから、チェックをして、それから健全に発展していくことをこれからプッシュしてみたいと思います。ありがとうございます。

それでは、神田委員。

(神田委員) 意見というより感想かもしれませんが、今回たくさん国民の意見を聞いて読んでみて、前回に比べて格段に変わったと、よくなったという印象を第一に持ちました。

それは、前回1,000ページほどあったあれを全部目を通しましたが、あのときは一度前に申し上げましたけれども、同じような意見がたくさんあったとかそういうこともありますし、中身をよく理解していないで書いている文章があった。今回の国民の意見というのは、やり方

が多分よかったんでしょが、非常に中身に突っ込んだ意見を聞くことができた。それはうまいぐあいに聞くことができたという意味では、事務局、原子力委員会、非常によく頑張られたんだらうというふうに思います。

それで、もちろん商売は大学の先生ですから、こういうのに赤を入れるというのは大好きですから、赤を入れると言われたら今からでもどんどん入れますけれども、そういうことは今回はもう十分だからいいだらうと思うんですが。

2番目に言いたいことは、原子力委員会自らが各地に回って意見を聞かれたと、これはすばらしいことだと思います。前は私なんか動員されましてあちこちで説明して回ったんですが、今回は原子力委員会自らがやられた。しかも議事録を読みますと、非常に多くの人の意見を聞いている。そのバラエティーも非常に富んでいて、適当にそれに対応している。このやり方は、かつてないいいやり方だと思って、非常に関心いたしました。

それから3つ目は、褒めることばかりで恐縮ですが、事務局が作った資料というのは、よくこれだけの質問にこれだけ答えた、これだけの短期間にやったというのは、事務局はどんな生活をしてたのか知りませんが、非常に努力をされた。ですから、今までの長計なんかに比べて、いろいろなところで今回は画期的であったというふうに思います。

さっきも言いましたように、細かい文章を直せと言われたら趣味の問題ですから、私は私なりの文章があるんですが、それはもういい、全体として非常にいいからもういいじゃないかという感じがするんですけども。

余り意見ではなくて感想ばかりですが、本当によくやっていただいたというふうに思っています。ありがとうございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

岡崎委員。

(岡崎委員) ありがとうございます。神田委員と同じようなコメントになるかもしれませんが、この1カ月半の原子力委員会、あるいは事務局の皆さんが意見募集やあるいはご意見を聴く会ということで大変精力的におやりをいただいたということは大変すばらしいことで、先ほどのどなたかの委員もおっしゃいましたけれども、国民のこういう問題に対する参加という観点からは大変すばらしいことであつたと思います。

1点だけ、神田委員もおっしゃいました国民からの意見募集を2段階に分けて、構成の段階と、そして最後の大綱(案)ができ上がったところでの意見という、この形式は私もざっと拝見させていただいて、大変2段階目というのがさらに集約されてよくなったと思うんですけど

ども、実際に扱われた事務局の皆さんも含めて、今後のこういう問題に対してどう対応していくかという観点から、こういう2段階に分けて意見を聞かれるということがどういう効果があったのかということについてぜひお聞かせをいただきたい。私も何人の方からこういう形で2段階で意見を聞くというのは大変いいことではないかという意見もあると聞いておるわけでありまして、今後の参考にもなるかと思しますので、ぜひ今後の問題についてお聞かせをいただければと思います。

それから、内容的には1年ほど前にこの策定会議がスタートしたときに、原子力発電やあるいは燃料サイクルに対して国民が大変関心やあるいは期待が高かったという状況の中でこの1年ばかり、皆さん方の大変幅広い精力的な審議の結果としてこういう分野についてのこれからの政策の目標だとか進め方の基本的考え方をこういう形でまとめられたというのは、私は策定会議、あるいは原子力委員会としての責任を果たすという観点から大変すばらしいことであったかと思しますし、内容的にもそれぞれの目標だとか進め方が単に書かれているだけではなくて、それを取り巻くいろいろな配慮すべき要件というのが盛られておる。すなわち皆さんからいただいた意見についても、十分配慮された内容としてまとまっているのではないかという印象も。したがって、内容的に今日お示しをいただいた第4号、政策大綱の案というこれをそのままぜひ評価をしたいと思します。

また、我々研究開発機関として、原子力の研究開発について大変幅広く、エネルギーから放射線利用、あるいは基礎・基盤から実用化、あるいは時間・時空、特に将来の不確実性というものに対して取り上げていただいたというのは非常に画期的なことで、今後の研究開発の指針として、もちろん適切な評価というのを入れながらも、これを生かしていきたいと思っています。

最後に、今後の問題について2つばかりお願いをしたいわけですが、1つは以前にもお願いをした流れに沿って総合科学技術会議でこの問題を取り上げていただいて、本当はもう少し時間をとってじっくりご議論をいただければさらによかったのではないかなという希望は持ちながらも、今後、この原子力政策大綱が関係する省庁、あるいは関係する機関が大変幅広いわけでありまして、今後国民的な理解のもとにこれをさらに実行力あらしめるための閣議での取り扱い等についてさらに一段のご配慮をいただければと、こう思います。

もう1点は、森本さんから少し冒頭紹介がありました。確かにこれを読んでみましても大変内容が重い、わかりにくいという意見も多数あるわけでありまして。要約をお作りになるということもおっしゃったわけでありまして、要約を作る際には余りこの今の政策大綱の構成にとら

われなくて、ぜひわかりやすいという観点から大胆におまとめをいただくということが要約を作る本来の目的に合致するのではないかなということで、それはもうぜひ委員会等事務局の方に大胆にお任せをしていいのではないかなということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

橋本委員。

(橋本委員) 感想だけなんですけれども、実は電源三法交付金、国会でいろいろやられたものですから、総合資源エネルギー調査会の中の6人ほどのメンバーで議論をしていたんですけども、そのときにある委員が言ったのが、先ほどの電源三法交付金のところでさっき地元から怒られるかもという話がありましたけれども、こんなにいるお金をもらえるんだったら私もそこに住みたいかなというんです。それは総合資源エネルギー調査会の委員の方ですよ。ですから、その程度までしかまだ多分、こういう電源三法交付金についても何にしても、国民の意識というのは至っていないんですね。ですから、ここにいろいろ先ほどの意見の中にも地方の自立性が阻まれるのではないかなとか、あるいは本当に安全だったら交付金は要らないのではないかなとかいろいろと書いてありますけれども、そういった点で今度の大綱の中で大分強調はしてもらっておりますけれども、要するに消費者教育ということについてまだまだこれから相当取り組まなければいけないのではないかな。今まで何十年とやってきて、消費者教育の面で、地元の方はかなり意識を持ち始めている。ただ、一般の東京に住んでいる方はまずそんなことは全然考えない。東京の方の意見の中にもありましたけれども、補償被害とか何かがあったときだけ考える、悪い方しか考えない、いい方なんかまず考えないという状況なども踏まえて、この大綱を出されると同時に、電力消費者、そのほかのそういった方々に対して、どうやって中身をしっかり理解してもらえるかということを考えていくことが大変大事なのかなということ強く感じましたので、お願いをしておきたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございました。

やはり言葉で産消対話とかいろいろあって、そういうことも頭に入れながら書き込んだつもりですけども、考慮させていただきます。

それでは、岡本委員。

(岡本委員) ありがとうございます。

私も先ほどの神田委員の意見に全く賛成なんで、したがって趣味の問題は言うつもりはないのですが、非核三原則についてですから質問の形で申し上げたいんです。

これがまた2カ所も出てきている。誤解のないように申し上げますが、私は、もちろん非核三原則というのは国の政策でございますし、いささかも反対することはありません。日本はそうやっていくべきでしょう。ただ、我々が議論してきたのは、原子力を国民生活にどのように整合的に取りこんでいくか、環境、日本の平和政策との整合性や経済性、そういう中で将来にわたっての原子力の政策をどうするかということをして10年間にわたって策定するという事です。その議論を首尾一貫した一つの論理の体系の中で我々がやってきた。それに対して、非核三原則というのは実は全然違う世界の話なんです。原子力基本法が既にできて、日本は原子力は平和利用しかしないというのでそこで切っていて、我々は切られたこちら側の世界ですと議論していた。しかし非核三原則の方は、佐藤内閣のときにアメリカが一時寄港するときに艦船の上に水上核を積載しているのではないかと、「核の持ち込みは許さないぞ」というデモ、そっちの方の世界の話です。それを何でまたここへ持ってきて全体の品位を下げってしまうのか。何か、非常にきれいな料理が並んでいるところへ、突然スズメの丸焼きが乗っかっているようなそういう違和感があるんです。

ただ、もちろん私は非核三原則に反対するものではありませんからどうしても削除しろとは言いませんが、国民の意見のところでも非核三原則を書けというような意見は載っていないときに、それを2カ所もわざわざ入れなければいけないのか、そこは依然として疑問に思います。  
(近藤委員長) ありがとうございます。

岡本委員からその趣旨の御発言を既にいただいたことを記憶しておりまして、そのときのやりとりもたしか私の頭に入っているつもりですが、その後、やはりなぜこれを入れたかといいますと、結局のところ今日の吉岡委員のペーパーもほとんどそれにと言ったら言い過ぎになりますけれども、かなりの部分がそういうことに係る懸念に基づく提案というか主張を行っているという現実がある。お二方の間で過去のこの会議でこのことについて意見交換がなされたにもかかわらずです。しかも、それはご意見を聴く会等の席でもまた出てくるのです。ですから、私どもとしてはファクトとしてそういうことがあるということを書きちゃんと書いておいた方が、後出しで猜疑心を持って見られるよりは、あるものは書いておいていいのではないかと、そういう割り切りでそうさせていただきます。品位はともかくとして、日頃透明性が大事ということも申し上げているところでございますので。

田中委員。

(田中委員) これまでに3回欠席いたしまして、どうも失礼いたしました。

感想と意見と質問、1個ずつでございます。

感想でございますが、大きく前と構成が変わっているところ、廃棄物の処理・処分を第3章を第2章に移したとありまして、初め見たときにちょっとおかしいなと思ったんですけれども、今日はよく皆さんの意見聞いて、こちらの方がいいんじゃないかというふうな感想でございます。

1つは意見でございますが、平和利用、あるいは核不拡散等々について、例えば1 - 2 - 2であるとか、2 - 2、あるいは5 - 1とか等々3つのところに分散してあるわけですが、初めの方については今、岡本委員がおっしゃっていましたけれども、非核三原則等々というふうな話があって、我が国の考え方を明快にしつつ後の議論を展開しているんですが、5 - 1、核不拡散体制の維持・強化というのがここであって、国際的取り組みのところなんですけれども、とすればこの5 - 1の前段にも我が国のそういうふうな姿勢を明快にしつつ、平和利用に徹する国だからこそこんなことをやるんだというふうにした方が全体的な体裁はいいのかなと思いました。

1つは質問ですが、今日説明がなかったんですけれども、用語解説等々あります。上を見ると「資料第4号(続き)」と書いているんですね。ですから、この用語についても我々はこれを真剣に見ないといけないのかどうか、ちょっと教えてください。

(近藤委員長) はい、真剣に見ないといけないということで、用語解説とそれから資料も綴じ込んであるのをセットで扱うのかなと思っていますが、真剣に見ていただければと思います。ありがとうございます。

児嶋委員。

(児嶋委員) 私も先ほど神田委員が申されたのと全く同意見でありまして、いろいろな文言の細かいところはもちろん修正が可能であれば少し修正していただいていた方がいいと思いますが、趣旨としてはこれで非常によくできた大綱だと思っています。しかも、全国から募集された意見に対して極めて正確、きちっと対応された、そして対応表を作られたというご努力を大きく私は評価したいと思います。

しかもまた意見を適宜非常に的確に組み込まれたということ、特に高経年化についてのかなりの修正を加えられましたが、この辺についても非常によかったと思っています。

ですから、これでほぼ大綱はでき上がったというふうに私自身は理解しております。委員長のご努力を始め、関係者のご努力に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そしてまた、先ほどもう一つ、吉岡委員がICRCレポートについて何か反論が、レスポンスをとということですが、それはまた適宜お書きいただければいいんですけれども、これはまた

大変だろうなと思いますが、わざわざ時間を延長されているような感じが実はいたしまして、今さら何をかという感じが正直なところいたします。しかし、せっかくのご意見ですからそれに対応する考え方を提示いただくことは、それは構わないと思います。かといって大綱に組み込まれること自体は、私は反対いたします。

そしてまた、少数意見はこれまでにいろいろな意見を述べてこられたわけですから、それがこの中に入ってくるのは極めて誤解を招くと思います。ですから、少数意見を大綱の中に入れること自体、私は反対したいと思います。

それからもう一つ、この大綱の扱いについて今、岡崎委員が申されましたが、閣議報告か、あるいは閣議決定か確認、了承かと、その辺私は難しいかもわからんですけども、できればやはり閣議で了承確認というぐらいのかなり重いものにしていただくようなご努力を委員長にお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

少数意見の取り扱いとは別の議題ですので、時間を別に置きたいと思っておりますので、ぜひこの2つの資料についてご意見をいただきます。

草間委員。

(草間委員) どうもありがとうございました。

パブリックコメントで1,700近いご意見があり、一応私も時間をかけて全部読ませていただきまして、原子力に対する反対から大綱原案よりもっと推進し原子力エネルギーの割合を80%にしるなんていう意見もあったりということで、原子力に対する意見の分布の幅を改めて認識しました。パブコメのご意見全体を読ませていただきまして、国民の皆さんの関心がどこにあるかというのをよく勉強させていただきました。それに対しまして、事務局の方が先ほど何人かの先生が言っておられるように、資料3で大変手際よくまとめていただいております。この誠意はぜひ国民に伝わるといいなと思っております。

構成に関しましては、廃棄物を前に持ってこられたとか、あるいは広聴・広報について新しく項目を設けたと、私はこれは大変よかったんじゃないかなと思っております。

先ほど神田先生が、もうこれ以上赤を入れると趣味の問題だということですがけれども、私も40年近く商売が大学の教員でして、さらに読みやすくするためにはと思って読みますと、今日は一応見え消しの部分に関してはもうこれでいいかと思っておりますけれども、今日赤、青で書いてある以外のところで若干直した方がいいかなと思うのがありましたので、採用していただく

かいただかないかは別として、やはりよりわかりやすくするという意味で事務局に別なペーパー等で赤を入れたものを出させていただいてということをご了承いただきたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。木元委員。

(木元委員) ありがとうございます。先ほど中西委員の方からご意見がございましたのでひと言発言させていただきたいんですけども、実は「リスク情報の活用」というところは技術的な安全性に関しての部分のところまで書かれていて、それから一般的国民がリスク情報をどう共有し、それをどうとらえて原子力発電を考えるか、ご理解いただくかということになるのですが、それは見え消しのページでいいますと、33ページから始まるわけですけども、34ページ、そこで今回新たに2-5-2のところまで「広聴・広報の充実」という項目を立ていただきました。こういう形でよくわかってきたと思うんですけども、前のページから引き続いて34ページ、広聴・広報の充実のところの上から2行目のところで、前を受けて「国民や地域社会が知りたい情報は何か」ここのところは割合平易な日常的な言葉で「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」、そういうことを知るための広聴活動をというとらえ方をしております、その後に「地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置付け」としてあります。

これまでは、どちらかと言うと中西委員がおっしゃるように説得する、納得していただくという広報活動が先に来ていたんです。そうではなくて、まず、原子力発電についてどういうご見解をお持ちなのかということを広く伺って、その上で広報を進めるという姿勢に変えているわけですね。それが4年前から立ち上げた市民参加懇談会に反映されているんですけども、そういう形でまず広聴が先ですよということ。そういうことで、相手の考え方を理解した上でこちらの考えも理解していただくという広聴・広報活動という展開を、ここではっきりまた明示されたとは私は考えているんです。

その後で、では受け手の方が「知りたい情報」があるけれども、どうしたらいいかということで2-5-3になりますが、学習機会の整備・充実というところでフォローさせていただいたと、こういう形で展開させていただいています。次の35ページの国民参加というところにも2-5-4になるわけですが、真ん中あたりから「こうした活動は、公正でタイムリーであることはもちろん、国民の関心の高いものについては、広聴・広報活動と効果的に連携して早い段階でこのような機会を用意するなど、国民にとって効果感のあるもの」云々と書いてあるので、ここのところでカバーさせていただいていますし、また市民参加懇談会はこの大綱の作成にかかわりなく常に続けていくという考え方でありますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。ありがとうございました。

(近藤委員長) 住田委員。

(住田委員) 今回の最終案ですけれども、これに関しましては今までの議論とか審議を積み重ねた上で、さらに国民のご意見を2回にわたっていただいた上で積み上げられたものだととして、いろいろなお批判はありますが、それなりに耐え得るものとして評価したいと思っております。

特に今回はご意見の対応、本当に分厚い冊子を見せていただきまして、意見とそれに対するお答えと丁寧になさったことに対しては、本当に事務局のご努力に対して敬意を表したいと思っております。

私自身、F懇のときに同様の意見に対してのお答えをするという仕事を仰せつかったことがございまして、そのときは議事の公開、全てにわたって公開しようというところで始まったものですから、その後ここまでこのような形で丁寧になさると飛躍的にそういう意味ではプロセスが国民本位になったという形で、私としてもよかったなと思っております。

事務局は大変だと思いますが、情報公開とか説明責任といいますのは民主主義の根幹をなすものですので、このためのコストとか手間はかかるかと思えますけれども、今後もお奮闘をお願いしたいと思っております。

あと一点、二点申し上げたいと思います。

今回、女性が参加するということに関しましてご意見もありまして、原子力の健全な発展の上でも不可欠であるという非常に心強いご意見がありまして、そういうことを踏まえまして、前回若干誤解を生むようなところがあったんですが、そこら辺も修正されてあちらこちらにその観点をに入れていただいたのは非常によかったと思っております。

ちなみに今、総合科学技術会議のもとで基本計画をやはり策定している中で、女性に関しては分野ごとに数値目標を設定しようと、そういうふうな動きがございまして、原子力に関しましても今回明示はされないかと思いますが、個別に現場レベルではその趣旨を踏まえた対応をしていただきたい。決して押しつけではなく、やはり健全なる発展の上で、ある程度目標設定をしないことにはなかなか動きづらいただろうということ踏まえてのものでありますので、その方向で研究者も、現場の担当者もさらに女性が増えることを期待したいと思っております。

最後に、総合科学技術会議との関連で今日、意見交換の資料7を拝見いたしまして、このような形で総理を議長とする総合科学技術会議の中で原子力の大綱の意見が交わされ、その中の議論を拝見いたしますと非常に閣僚の中でも興味とご関心の高いということを伺いまして、本

当によかったと思います。

今、総合科学技術会議では重点4分野からエネルギー問題が外れたことで非常に危機感をお持ちでいらしたかと思いますが、推進4分野の中にそれが取り込まれるという方向になっておりますので、そういう意味ではやはり国にとってエネルギー問題、原子力が大事だということが改めて認識されたのではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

井上委員。

(井上委員) 井上です。よろしくお願いします。

大綱のこの案のことではなくて、この前、第4回のご意見を聴く会・イン・福井というその会に大阪から福井に出かけられました主婦の方のご意見を後でちょっと聞かせてもらったので感想を一つ、二つ。

電気をいつも消費している暮らしの生活者が国の政策を作る現場に自分の体で参加して、そのプロセスがどう動いていくかということ自分の目で見て、自分の耳で多様な意見があるんだということを聞いて、それに対して自分はどう判断したらいいかということも考えて、そういう場に参加できたことのチャンスを大変うれしく思うと、これからもっとよく考えて一つ一つ、国策というような大きなものであっても自分たちも生活のレベルに持ち込んで考えていきたいというご意見をいただいておりますので、ご紹介まで。

あと一つ、二つ、すみません、事務局のお手間をもっとかけるようなことを言って申しわけないんですが、この政策大綱(案)の目次のところにページ数が入らないものかと。大変自分の手間を差し控えるようで申しわけありませんが。

それと参考資料があるんですが、この参考資料と大綱の関連が見えないので、何か工夫をしていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

ページの問題は、最後に仕上げるつもりでございました。

それから、資料との関係ですが、こういう政策ペーパーの習慣というか、本文になかなかしにくいところがありますので、いろいろ前例を調べて、しかし前例にとられる必要ないんですが、論理的に整合性のある格好で何とかできないかなお悩んでおりますけれども、なかなかうまく関係者の合意に至らないのが現状でございますが、問題意識は共有しているところ

でございます。ありがとうございました。

殿塚委員。

(殿塚委員) ありがとうございます。

この政策大綱(案)に基本的に賛成でございます。今までの膨大な議論と作業量を経た後しかるべく書かれておりまして、私は事務局の作業も含めて、改めて敬意と、この案に対する賛成を申し上げたいと思います。

特に国民のいろいろな意見を集約、書かれたということは画期的なことであると思っております。

なお、1つだけ意見を申させていただきますと、大綱の作成は綴り方教室ではないわけでありまして、この書かれた内容がしかるべく実行されるということが一番大切なことであると思っておりますので、原子力委員会におかれましては逐次、内容を現実と現状がどうなっているかということ把握された上で、この大綱がきちんと運営されているか否かを確認をし、施策の方向性を価値判断していただいて、しかるべく原子力政策を実行してもらいたいと思っております。

(近藤委員長) 最後の点につきましては、基本理念として評価ということをうたい、かつ最後の章に具体的な中身を書き、さらに最後のパラグラフに「原子力委員会は」として原子力委員会の取り組みについて自ら決意を述べているところでございますが、ご指摘を踏まえて改めて誠心誠意努力したいというふうに考えているところと申し上げます。ありがとうございました。

それでは、この案につきましてはどういうふうに終結をしたらよろしいのか。これ以上ご発言がないということで、一応今日はこれでもう終わってしまうのかなと思ったりして、いやそれはどうなのかなと悩んでいるんですが、一つは今日いただきましたご意見の対応につきましては、先ほど伴委員から幾つかご指摘をいただきましたし、他の方からも何力所かについてご意見をいただきましたので、もう一度精査をいたしまして、私どもの審議の経過が適切に説明されるという観点から修正をすべきものは修正したいと思います。

それから、吉岡委員からはそういう個別具体のところではライン・バイ・ラインについてご意見をいただかなくて、別の紙でばさっとご意見をいただいて、それを我々がまた消化をしてそれを踏まえて大綱への意見として整理して処理をするのかなと思うとなかなか大変だなと思っているんですけども、そこまでする必要があるのか、策定会議の皆さんに政策評価をしていただいて政策案を取りまとめる、これがこの場の仕事でございますので、これまでご意見をいただく手続、時間を用意し、機会を用意してきたわけでございますから、それとは別な形でい

ただくというのはなかなか私としては受け取りがたい面があるんです。しかし、お考えに基づいて、この国のためにご尽力されているところをまた評価しなければならないかなとも思っているところでもあります。しかし、基本的には、すでに伴委員からも冊子状の資料をいただいた際にはそのことだけをご紹介し、各委員が審議の過程で適宜にそこにあるご意見を認識しつつご発言いただくということで扱ってきたところを、そういう扱いをするのが適切かというふうに思っているところであります。私としては、お読みいただき、ご発言される方がいらっしゃることを期待するとさせていただきます。

それから、残っている課題は少数意見でございます。

少数意見につきましては、前回やりとりがありました。佐々木委員からのご発言があったところであり、どうするかということについてはとりあえずパブリックコメントを出すものについては少数意見をつけないということで処理させていただいたんですが、この最終的な案についてどうするかというところは佐々木委員のご発言を、私が間違っていなければこの策定会議がいわば諮問機関というよりは準決定機能的な性格もあるのだから、そこで決めるものについては少数意見を付すべきではないというようなご発言をいただいたのかなと記憶していますが、一方で制度設計的にはこの会議、一応諮問委員会的なものとして設計してありまして、最終的にここでお決めいただくのは（案）までということにしてあります。そのところややグレーな位置づけになっていますので、そこでどうするかということについても一度ディスカッションをいただければというふうに思います。

なお、その際に、少数意見というのは最近の最高裁の選挙権の判例もありますように、少数意見だから短くていいという議論が本当にあるかどうか私にはよくわからないところも若干なきにしもあらずなんですけれども、本体に比べて大変短いのが普通。吉岡委員の問題提起について言えば、私どもとしては反映できるものについて反映し、考え方の違うところは違う意見もあることへの配慮を加えつつ、この大綱（案）を書いて、あるいは論点整理を行ってきたところでありますから、それにかかわらず同意できないということであれば、それについてのステートメントを出していただくことで十分ではないか。それは多分に短いものであるに違いないというふうに思うところでありますが、そういう長さの問題もあるのかなと思います。その他いろいろクライテリアがあるのかなと思いつつ、その辺も含めてご議論をいただきたいと思えます。

佐々木委員、まず論点を整理する意味でご発言いただければと思います。

（佐々木委員） ありがとうございます。

今、委員長がおっしゃったように、前回この問題が出て、吉岡さんが少数意見についてご発言、要求といふかなさって、それに対して私が意見を申し上げました。

基本的には今委員長が要約してくださったようなことかと思うのですが、ちょっとお尋ねしたいことが1つあるのです。それは、なるほど前はパブリックコメントの前ですから、パブリックコメントに付するに当たって、新計画の策定会議として案を出す。厳密に言えば、その案に少数意見をつけるかどうかということ問われたように、それに対しての私の発言だというふうに理解されていたように今思うのです。

しかし、ちょっとお尋ねしたいのは、もしパブリックコメントに付するのに我々の新計画の策定会議として少数意見をつけなかったわけです。つけなくてパブリックコメントをやった。万一、本日つけるべきだというような意見が多数とかなった場合に、支配的になった場合に、そうするとそれではパブリックコメントを受けた方の国民は、ちょっと首をかしげるのではないかと思います。パブリックコメントの対象になったものに少数意見はなかったわけですね。それなのに、パブリックコメントが終わってから策定委員会はそれをつけたのかという話ですね。そういうことがあっていいのかというふうに思います。それが1つ。

それからもう一つは、少数意見を付するかどうかということは、どこでどなたが決定するかという話です。つまり、この策定会議として少数意見を付するか付さないかその決定権は委員長単独というか、委員長にあるのか、あるいはこの場で各委員の多数の意見、要するに決をとってやるのか、あるいはそうでなくて各我々メンバーが少数意見をつけてくれというふうに私なら私も申すかもしれません。そうしたら、そういうものは全部またつけていいのかという3つの考え方があると思うのです。この辺についてもついでにちょっとお尋ねしたい。お願いいたします。

(近藤委員長) パブコメについては、そのこともおもんばかり、多数意見でありますという断り書きをつけて出したということは経緯がございます。確かにさはさりながら、本来パブリックにご意見を伺うときに少数意見も付して出すべきだという、それが正当な手続ではないかという議論はあるのかもしれません。

ただし、そのことも念頭に置きつつ、前回、佐々木委員から2つのパートでご発言があったと私は理解します。本質論としてはこの会議の性格論の議論をされて、この会の性格論からすれば、そもそも論として少数意見なかるべしというご発言があり、その後、しかしパブコメについてはつけなくておきましょうということについてとりあえずの決定についてのご提案をいただいたという理解であります。

それから、では少数意見をつける、つけないを決定する仕掛けはどうかということ。多数意見に対して少数意見をつけるというのは少数意見の性格上、多数決で決めればつかないことになることは自明でありますから、多分多数決で決めるべきことではないというのが少数意見の扱いなんだろうというふうに思います。ですから、本来的には会議の性格論として、あるいは審議の経過を踏まえてこれをいわば答申をする際に、多数の意見はこうであったが、こういう少数意見もあったという形で報告するという形で審議会等では運営されている、それはそういう審議会の性格として決まっているので自動的にいわばそういう作業をなさればよいということになるのではないか。ただ一方で、あれもこれも少数意見となったときには多分審議未了ということであるのかなというふうに思うところ、今日のご発言からは少数意見が多数つくという感じではないのかなと私は思っていますが、とりあえずご質問に対してはそういうお答えをできるのかなというふうに思います。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

この間、国際評価パネル報告書をまとめたり非常に忙しい状況で、このパブリックコメントも読まなければいけなくて、その結果として今日の意見書においては、前回出した少数意見案をほとんど変えずにそのまま載せたというような経緯がありまして、本来はもうちょっと短いものを作るということ、努力目標として持っているところです。

どのくらい短ければいいのかというと、32名中3名くらいがどうも同意しないようなんですけれども、29名が同意して60ページです。その計算だと、単純に人数割りなら2ページ。しかしながら、2ページでは語り切れないことは多々ありますので2倍くらいの範囲の分量として欲しい、バランスはそのぐらいたっていただきたい。元々この15ページぐらいの私の案というのは、最終的には短いものを最終回の意見書として載せて、詳しくはこちらをご参照くださいというような形で処理しようと思っていたところでありまして、今言ったような枚数でまとめるというようなことでぜひ許していただきたい。

それは政府決定にする際には削除ということもよろしいかなと、やむを得ないかなと思いません。憲法に関する議論でよくあるんですけれども、少数者の権利を多数決で侵害するというのは極めてまずいことでありまして、そういうものには絶対納得ができない。

それと、パブリックコメントで少数意見をつけなかったのは、多数意見であるということのコメントがついたのと、もう一つはパブリックコメントで変わる可能性がある、変わる可能性がある以上は最終的なものとして少数意見はつけない方がいいだろう、最後にそれはどうしよ

うもないぎりぎりのところで書くものだというふうな認識を持っております。内容については少数意見を出した段階でまた皆さんの議論を受けることは構いません。反論権はありますから。そういう反論があったということを議事録に残しておけば誤解も解けるのではないかと、そういうふうに思います。

それと1つだけつけ加えますと、ICRCですけれども、これを議論する必要があるのかどうかで問題になっているけれども、私たちが採点されているわけですから、ほとんどの人は気になると思うんですね。そういう自然な感情からして、あえて時間がなければそれは仕方ないですけれども、もし仮に若干の時間があるならば、何とか自由な意見交換ぐらいの形で取り入れることは何かできないものであろうかと。その際に、9月4日の福島県主催の国際シンポジウムで要約版をパワーポイントで23枚作りました。ただこれは急いで作ったので字の大きさがまちまちとかいろいろ不都合がありますので、それを整理した上でまた再度、それをまた参考資料としてお出しするとかそういうこともできますので、もし時間があるならば検討していただきたいなと思います。

以上です。

(近藤委員長) 時間の有無で議論することではないと思いますが、伴委員。

(伴委員) 僕は次回には少数意見として自分の考え、こういった意見を受けた上で自分の考えをまとめて、自明の理のようにここでは少数派ですから、それを提出するつもりですので、皆さんが拒否されればそれは別かもしれませんが、お願いとしては、それはこの場で少数意見として認めていただいて上に上げるという作業をしていただきたいと思っています。

その理由は2つあります。1つは、全体の流れに従ってここはまとまってきましたが、再三意見を僕は言ってきましたけれども、考え方が根本的に違うところがある。したがって、少数の意見は認められてしかるべきではないかというふうに自分は考えているということ。もう一つは、福島県知事が議論が十分ではなかったというふうな意見を出されています。僕もそれは同感なんですけれども、ではこの枠で永遠に議論して何か出るかというところもそういうことでもないだろうというふうに思うことから、この場はこれで終わるためにというか終わることになるわけだから、それに際して自分の意見をまとめて1枚か2枚と吉岡さんはおっしゃいましたけれども、短いものをまとめて出そうというふうに思っているの、それは皆さんに認知していただきたいというふうに思うんです。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ。

(児嶋委員) ありがとうございます。

少数意見について私は無視するつもりはございませんが、やはりこの大綱(案)に附属してもう一つ付録のような形でつけること自体、私はする必要がないと思っております。

それは、やはり混乱を招くと思います。ですから、次回の会議の資料として記録として残しておかれる、そういう少数意見があったという記録を残しておかれるということはそれでいいと思いますけれども、大綱そのものを私は変更するものではないと思いますので、少数意見についてはそのような扱いをされたらいかがかと思います。

(近藤委員長) 時間が過ぎてしまいましたので、今日はこれで議論をやめたいと思いますが、何かどうしても。

草間委員。

(草間委員) ちょっと少数意見の取り扱いについて一言だけ。

この会議が始まったときから、こういう会議というのは様々な意見があるというのは当然ですし、大綱の全ての章、項に少数意見があるというのは当然だと思えます。

全ての資料がもう既に必ず公開されているわけですので、吉岡先生、あるいは伴委員のご意見等も常に、そのまま少数意見ですという形で公開されております。少数意見といってもどちらかという原子力に対して反対のご意見を考えているようですが、パブリックコメントを読ませていただいてもわかりますようにもっと行け行けという逆の意見だってあるわけです。だからそういったことを考えると、やはり大綱はこのままにしておき、少数意見というのは資料を全て公開しているということで国民の皆様にはわかっていただくということでもいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

(近藤委員長) 要するに、少数意見の性格論をおっしゃったということですね。

私の理解は、伴委員がおっしゃったような意味で、あるいは草間先生もおっしゃったような意味で少数意見というのは当然あり得るべし、哲学が違うということについての意見の表明というものは許されるべきというふうに考えておりますので。

ただ、長い議論の中でどういうお考えでそれぞれ様々の問題について大綱の案と異なる立場をとるかについては、るるご議論をした結果としてなお相入れないということである。そのことについての表明ということであるのかなというふうに思いまして、全く全部、同じ分量の長さのものということではなく、それは草間委員のおっしゃったような意味で議事録等でトレースアビリティがある限りにおいて短く、そういう意味のお考えの開陳ということでもいいのか

なというふうに思います。

数字にして吉岡委員が長さについていろいろ算出をおっしゃっておられたけれども、常識的には私は1ページ物だと思うんですけども、それが1ページはどうしてもないということであればみ出しはあってもいいかなと思いますけれども、その辺は伴委員はどのぐらいの長さのことをお考えで言ったかいろいろと……

(伴委員) 一、二ページ。

(近藤委員長) ですからそれぐらいが相場観かなというふうに思いますけれども、その辺でもしご意見があればと。もう一つ、少数意見はそれについて議論をするものではない、本来議論を尽くした結果としてなお相入れないとということでその立場を表明するものですから、それについて議論をすることはないと思います。

ただ、当然よくお考えの上で出されている。例えば特定の個人を誹謗中傷するとか、そういう審議の経緯を無視した受け取りがたいものであることはない、そういう意味の常識の範囲での立場を表明されるものということをお願いしたいと思います。そして、これが多数の意見でございますが、少数意見として2枚、3枚後ろにつくということはあるべしという整理です。

それでは、今日はこれで終わりますが、次回をどうするかなんですけれども、今日いただいたご意見を踏まえて修正した案をお出しして確認をいただいて、そこへこんな少数意見がありますということで重ねたところでおしまいという会議としてということが基本かなと思います。もう来たくない、そんなことのためにわざわざ遠くから来るの嫌だとおっしゃられる方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういう形で次回を設計させていただくことにいたします。

それでよろしゅうございますか。

(伴委員) 恒例として、事務局の対応としてこういうのが出ているんですけども、これについて事務局の方は何もされないんですか。

(近藤委員長) 基本的には手続の中でご意見をお出しいただくタイミングの中で出てきたものについては、誠心誠意努力したつもりですが、これが出てきたことについては今日いただいたわけですから。ですからこれについて対応についても含めて考えますが、およそ常識的な取り扱いをさせていただければというふうに思います。

(伴委員) 9月3日に福島県知事主催でパネリスト多数が出て、もちろん今日いらっやらない山名委員、それから内山委員等が出席されてシンポジウムが行われたわけなんですけど、残念ながら原子力委員の方はどなたも出席されていなかったと思います。事務局の方はどうか

かりませんけれども、そういった経緯からすれば出された意見として扱って、それへの対応というのをまとめていただくのは筋かなというふうに自分は考えます。

(近藤委員長) ですから、手続きを踏んで意見として出されたということであればそのように対応させていただきますがと申し上げているわけです。我々としても別に皆さんのご発言によりすぎるつもりはございませんが、国民各位からの個所を特定してのご意見について、時間の許す限りこれを読み審議の経緯をご紹介するという作業をしてきたわけですから、そこへはめ込むならともかく、最後の瞬間にこの厚いものをボンと出してさあ読め、処理しろというのは、どうでしょうか、皆様が審議してこなかったわけではないのですから。それに対してどうするか、皆様も戸惑っておられると受け止めています、かなり悩ましいということは、率直に申し上げたいと思います。

それでは、今日はこれにて終わらせていただきます。

もう一回どうやらやることになりそうですが、よろしくお付き合いのほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

(森本企画官) それでは次回ですが、事前に日取りを押さえさせていただいております29日の9時半とさせていただきますと思います。会場は本日と同じく如水会館ですので、よろしく願いいたします。

議事録の確認につきましては、また別途よろしく願いいたします。